

鶴岡市農業委員会第6回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年 5月14日(金) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室		
出 席 農業委員	1 番 石井 光明 4 番 佐藤 みほ 7 番 高橋 好博 10 番 佐久間 豊	2 番 渡部 長和 5 番 工藤 久子 8 番 金野 匡良	3 番 小林 義一 6 番 大沼 恒司 9 番 新館 登
出 席 推進委員	2 番 石川 守 5 番 碓氷 伸 8 番 丸山 伸一 11 番 佐々木 貢昌 14 番 亀井 龍夫	3 番 齋藤 功 6 番 齋藤 力 9 番 高橋 文雄 12 番 鈴木 聡 15 番 清野 吉喜	4 番 井上 佳奈子 7 番 高橋 聡 10 番 前田 浩 13 番 伊藤 由紀子
遅参委員	なし		
早退委員	なし		
欠席委員	1 番 森 秀弘推進委員		
事 務 局	局長 佐藤 友志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 匹田 久雄 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子		
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会		
	開 会 午前 9 : 3 0		
議 長	本日、欠席の委員は、1 番 森秀弘推進委員より届出が出されています。定足数に達しておりますので、ただ今より第6回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。		
	(異議なしの声あり)		
議 長	異議ないものと認め、議事録署名委員を3 番 小林義一委員と、4 番 佐藤みほ委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。		

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地の転用事実に関する照会について≫
議 長	<p>ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、これより議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	<p>ありがとうございます。3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いします。1番 石井光明委員</p>
1 番 委 員	<p>1番石井です。15ページの藤2の案件ですが、5月7日調整委員会終了後、私と事務局で現地確認しております。この案件は親子間の使用貸借であります。ただ、息子の■■■さんは現在体調が悪く、あまり現場には出ていないようですが、全ての農地を家族ぐるみで管理しており、農地法第3条第2項には該当しないと判断しております。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。9番 新館 登委員</p>
9 番 委 員	<p>9番新館です。14ページ羽1、羽2について5月10日、私と丸山推進委員、碓氷推進委員、齋藤推進委員、金野委員及び事務局3人の合計8人で現地調査を行いました。この案件の他に売買斡旋の価格査定などもありましたので人数が多かった形となります。羽1に関しては、きれいに管理されていましたが、周りの畑や田が全部この■■■さんの持ち物になります。羽2は、畑ですがアーモンドが植えられてあり、ここもきれいに管理されておりました。機械、労働力、技術及び作業従事日数や下限面積及び地域との調和も問題ないと判断しまして、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると判断致しました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。10番 前田浩推進委員</p>

10 番 推進委員	<p>推進委員 10 番前田です。櫛引の案件につきまして報告いたします。5月7日金曜日午後4時より、丸山委員、私、事務局2名で現地確認を致しました。14ページ櫛5の案件ですが、現在の耕作者の方からの借り受けの申出により、長年にわたる相対での賃貸借を行っており、耕作者は認定農業者で、水稻とそばを栽培している方でした。櫛6、7に関しましては、農業者年金の受給に係る親子間の再設定ということで、大変よく管理されており、何ら問題ないと確認しました。以上3件全てについて、農地法第3条第2項各号には該当していないことを報告いたします。</p>
議 長	14 番 亀井龍夫農業推進委員
14 番 推進委員	<p>14 番亀井です。5月6日9時より朝日庁舎において、委員5名、事務局2名で農地部会を行い、その後3条案件の朝4、朝5、朝6の現地確認をいたしました。朝4については、譲渡人の要望により隣地の耕作者に買収の申出があったものです。また、朝5、朝6については期間満了による再設定です。朝4、朝5、朝6は3件とも、機械、労働力、技術を総合的に判断し、農地の全てについて、効率的に耕作、活用すると認められ農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないことを報告いたします。</p>
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ≫
議 長	ありがとうございます。5条案件ですので、現地調査の報告をお願いいたします。 10 番 前田推進委員
10 番 推進委員	<p>推進委員 10 番前田です。櫛2、櫛3についても先程と同様、7日の日に4名で確認を行いました。櫛2は、道路から奥の方に離れて現在の住宅がありますが、若い世代の人たちが帰ってきたということで、道路に近い部分に家を新築し、奥の家を解体するという構想です。冬場には何かと除雪の関係等不便なところもあったので、道路に近いこの場所は非常に良いのではということです。現在、この申請地には育苗用のパイプハウス等が建っていたようですが、解体して現在の家のあたりに建て替えるというような構想でした。櫛3については、現在もこの隣の部分で土砂採取を行っております。どちらも周りに対する影響等全くないと確認しましたので、報告いたします。</p>
議 長	ありがとうございます。14 番 亀井龍夫推進委員
14 番 推進委員	<p>14 番亀井です。先程報告しました同じ日に部会終了後、現地確認をいたしました。朝1は、家族が増える為、宅地に隣接する土地を駐車場とするものです。父から息子への贈与とその隣の土地を購入する申請です。農地転用する土地は、農振農用地区域外の農地で、甲種農地 第一種農地及び第三種農地のいずれにも該当しない農地です。道路と建物で三方を囲まれているため、周辺農地の営農活動へは支障がないものと判断いたしました。</p>

議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について≫
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については原案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 非農地証明願について≫
議 長	ありがとうございます。これは非農地証明ですので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。1 番 石井光明委員
1 番 委 員	1 番 石井です。藤 1 ですが、先ほどの報告と同日に、現地確認いたしました。場所的には山の際で、月山竹が生えているようですが農地性はなく、原野に返してもいいと判断致しました。
議 長	ありがとうございます。14 番 亀井 龍夫推進委員
14 番 推進委員	14 番亀井です。先程報告いたしました同じ日に、現地確認を行いました。朝 1 は、30 年以上活用していない畑です。詳細な時期は不明ですが当初、家庭菜園として利用していたものが、平成に入ってから畑を耕作する人がいなくなり、畑の形跡もなくなってしまったものです。宅地と川に囲まれているため、復元しても継続して農地利用する見込みがなく、当該地を含む四筆の売却を予定しています。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 4 号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第4号 非農地証明願については原案通り決しました。 続きまして、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) ≪議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について≫</p>
議 長	<p>ありがとうございます。これは農業振興地域整備計画の変更案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いいたします。9番 新館 登委員</p>
9 番 委 員	<p>9番新館です。先程の3条案件と同じ日に同じ人で確認してまいりました。地図を見ていただいても分かりますように、川と倉庫に挟まれているような場所であり、面積も7aと軽微なものでしたので周りに何ら問題はないということを確認して来ました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更については原案通り決しました。以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。 続きまして、農業者年金の裁定請求について事務局の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(説 明) ≪農業者年金の裁定請求について≫</p>
議 長	<p>報告事項ではありますが、みなさんご質問はありませんか。 ないようですので、これをもちまして、第6回 東部農地部会を閉会いたします。</p>
	<p>閉 会 午前 10:10</p>
議 長	<p>議 長 _____ 佐 久 間 豊 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 小 林 義 一 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 佐 藤 み ほ _____</p>